

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社に採用され、破砕製型工として勤務していたところ、昭和〇年〇月〇日、業務中破砕機に巻き込まれ両下肢を負傷した。被災者は、医療機関に受診し、「右下腿切断創」と診断され加療した結果、昭和〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。被災者は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者に残存する「右下腿切断創」の障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第5級と認定し、同等級に応ずる障害補償給付（障害補償年金）を支給する旨の処分をした。

その後、被災者は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「下肢閉塞性動脈硬化症、足壊疽」と診断され、加療を受けていたところ、平成〇年〇月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書によると、直接死因は「心室頻拍」、直接には死因に関係しないが、傷病経過に影響を及ぼした傷病名は「下肢閉塞性動脈硬化症、足壊疽」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したが、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡と業務上の受傷である「右下腿切断創」との間に相当因果関係があり、その死亡は業務上の事由によると主張しているので、以下、検討する。

(2) 被災者の診療に当たったE医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「死亡原因となった心室頻拍と右下腿切断創は関連ない。」と述べている。F医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、「死亡原因、下肢壊死と労災は無関係と考えます。」と述べている。さらに、G医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は長年糖尿病に罹患し、全身の動脈硬化性病変が進行している状態であった（糖尿病性腎症・血液透析治療、冠動脈硬化症・バイパス術後、閉塞性動脈硬化症）。平成〇年〇月〇日に発症した心室細動は出血により生じた貧血の悪化により冠動脈血流が低下して生じたものと推定される。被災者は胃がんの術後に創部感染を来たし、さらに胆のう炎や誤嚥性肺炎などの合併症を生じ、全身状態が急速に悪化し、最終的に難治性心室頻拍により死亡したと考えられるので、死亡と業務との間に相当因果関係を認めるのは困難であると考えられる。」と述べている。

(3) 当審査会としても、一件記録を改めて子細に検討したが、上記各医師の意見は妥当であり、被災者の死亡と業務上の受傷である「右下腿切断創」との間に相当因果関係はないと判断する。

3 以上のおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のおり裁決する。